

郷土資料集 五

懷中島記
全

西之表市立図書館

序

元祿の頃に編成された「種子島ボケット便覧」ともいえる懐中島記は、昭和三十七年、中種子高等学校地歴部の機関誌「種子島民俗」第十四号で紹介されましたが、それから二〇年近く、いまではなかなか入手はもとよりみることも困難になりました。幸い、豊山文庫本が現在当館に保存されており、又各位から刊行を希む声も以前からあって、ここに郷土資料集として、一般の方々への利用に供する次第です。

資料は活字にせず、複本の形で印刷に付しました。又、参考資料として、鹿大史学第十号（昭和三十七年）に増村宏先生が解説された「懐中島記と垂城録・二つの郷土史料について」の中から懐中島記の部分をそのまま収載させて頂きましたが、先生には、本紙を藉り厚く御礼を申し上げます。

原本には、虫喰による欠字のところがあり、その部分は種子島民俗（出典は増村先生の解説にある鹿大農学部本）、鮫島宗美写本、日高本、（博物館蔵）を参考に一部補筆を加えました。ただし、豊山本と種子島民俗（農学部本）で数字等の異なるところでは、他の参考資料とも勘案のうえ、農学部本を採用しなかつたところもあります。

今後、新資料の発見と各位の研究に期待する次第であります。

昭和五十七年二月一日

日本書紀

有廿九卷

天武天皇

白鳳六年二月饗多祢島人等飛鳥寺西觀下
八年十一月丁丑朔己亥大乙下倭馬飼部遣連
爲大使小乙下上寸主光次爲小使遣多祢島
仍賜爵一級

十年八月丁卯朔丙戌遣多祢島使人等貢
多祢國圖其國去京五千余里居筑紫南海
中切髮草裳粳稻常豐一菹兩收土毛支子

莞子及種種海物等二十ナリ多

九月丁酉朔庚戌饗多祢島人等千飛鳥寺西

河邊奏種種樂ヲスルヲ

「遣」多
「人」等
返之は
「遣多」
使人等送
之
（國史大
承・吉川
弘文館）
の殿天
ならん

十一年七月壬辰朔丙辰多祢人掖玖人阿麻弥
人賜祿各有差

十二年三月戊子朔丙午遣多祢人等返之

本朝文粹 有四卷

論奏

停多祢島隸大隅國事

太政大臣謹奏
格五都良香

右參議太宰大貳從四位下小野朝臣峯守等解
僞謹檢案內大政官去二月十一日符僞伴島南
居海中人兵乏弱在於國家既非扞城夫島司
一車給物准稻三萬六十余束其島貢謝鹿皮
一百餘領更無別物可謂有名無實多損少益
右大臣宣奉勅宜勘利害言上者南溟嶽々無
國無敵有損無益一如符旨須停島隸大隅國
計其課口不足一鄉量其土地有餘一郡能滿
合於驛謨益救合於熊毛四郡為二於事得便者

聖帝登樞事期濟世明主布政理責適時臣等
商量昔漢元帝納賈捐之言罷珠崖郡前吏以
爲未談後世稱其英利雖建國量疆非無分野
而卹民救急猶棄州郡况溟海之外費損如此加
以往還之史漂亡者多運送之民蕩沒不少守無
益之地損有用之物求之政典深迂物議伏望依
件停諫以省邊弊伏聽天裁謹以申聞謹奏

天長元年九月三日

懷中島記目錄

- 一 種子島縱橫道程之事
- 一 天下御朱印高之事
- 一 寬永御竿高之事
- 一 萬治御竿高之事
- 一 男女人數之事
- 一 牛馬數之事
- 一 島主元祖之事
- 一 同姓之事

- 一 同幕紋之事
- 一 司馬印之事
- 一 同重代太刀之事
- 一 同住所之事
- 一 幸始古劍之事
- 一 赤尾木三箇寺之事
- 一 島主家爲島津家旗下事
- 一 屋久惠良部兩島之事
- 一 硫磺竹島黑島三島之事

- 一 七島之內卧鮑平二島之事
- 一 三島法華一宗歸伏之事
- 一 島津家賜御諱字事
- 一 太守御家與島主家縁組之事
- 一 島主官位昇進之事
- 一 同家支流之事
- 一 襲來祿寢重長事
- 一 鐵炮始之事
- 一 肥後州御合戰年數之事

- 一 肥前州龍造寺島原合戰年數之事
- 一 筑前豐後州御合戰年數之事
- 一 高麗入年數之事
- 一 所替之事
- 一 屋久惠良部兩島被召上事
- 一 庄内弓箭年數之事
- 一 関ヶ原御合戰年數之事
- 一 穆佐陣年數之事
- 一 琉球入年數之事

- 一 島中御藏入高賜四千斛事
- 一 廻國上使御下島之事
- 一 忠時麩府居住之事
- 一 島主爲 太守家老職事
- 一 島主年始 太守目見之事
- 一 忠時奉見 將軍家事
- 一 當島預人之事
- 一 太守江獻上物之事
- 一 久時江府參勤之事

- 一 久時奉見 將軍家事
- 一 島中十八村之事
- 一 同御用木敷之事
- 一 同船敷之事
- 一 同鐵炮敷之事

懷中島記

上妻隆直誌

一 種子島南北十六里東西一里二里乃至三四

里以北為島上

一 高五千二百五斛七斗一升九合 熊毛郡 九ヶ村

一 高八千二百七十三斛二斗一升 御園地 十八ヶ村

外高千七百廿六斛七斗九合 吉利横瀬 永吉 百里

一 高八千七百廿三斛一斗二升三合 御園地 十八ヶ村

外高千五百十三斛二斗九升三合 溪山内 松山内 園分内 幸農内

合高壹萬二百廿六斛四斗一升七合 大崎内 救根内

內 五千九百卅三斛一坪八合 倉入

三千九百一十一斛八斗五升四合 給分地

四百壹斛五斗四升五合 島中 寺社領

貞享九年改
一 男女八千百人 男四千三百五十九人 女三千七百四十一人

內 男女千五百三十一人 赤塚 土給人

同二千二十二二人 諸村 士給人

同百九十七人 赤塚 町人

同二千八百廿九人 島中 百姓

同七百五十五人 右同 浦濱

同五百十七人

同百九十七人 內百十二人出家 出家寺開削

同五十五人 定請 流人

正保三年改
一 牛馬千百四十四匹 島中

不依增減永代以定數貢納口錢

一 島主元祖之事

号、肥後守信基信基者太政大臣清盛公二男

家傳 嫡男安藝判官基盛男左馬頭平行盛之子

也平家没落之後此條平時政為養子、在

鑲倉矣時政以執奏賜種島家傳加領領之元

祖信基信式信真真時時基時充賴時清時

時長幡時時氏忠時惠時時亮時次久時忠

時當又時十八代九五百餘先是此島鑲倉

御藏入地頭大浦口氏在鑲倉聽事上妻氏

為代官在島宰貢稅亦高野入道野間入道

熊毛入道以上三入道上中下三郎司也

一 島主姓之事

号藤原大浦口姓也當島下向之時請之改

平姓云云

一 島主幕紋之事

三鱗形時政讓紋也亦重甲内上羽向蝶大

浦口之紋為家吉例年頭規式用此紋

一 島主馬印之事

菅笠形白兔皮出黑鳥毛也家傳馬印雖為

鳥毛卷立高麗障之比 太守義弘公御馬

印依相似又時政之云云

一 島主重代太刀之事

「巴長二尺五寸二分」は、日高本七「無銘長二尺五寸二分」あり

太刀一腰 巴長二尺五寸二分 又一寸二分 信基相傳

太刀一腰 備前三郎國宗 長二尺八寸五分 又一寸二分 時政謀也

一 島主住所号、赤尾木宅地之事

信基六代時充本城 十二代忠時池田黒

山尻 十三代惠時屋久田 十四代時竟本

源寺地後、内城 十六代又時野久尾 後号石峯

慶長十四年移内城 十七代忠時寛永元

年家内城上屋地至今

一 年始古例之事 不知何代始

正月元日島主社参

六日 初狩島中給人群集、鹿倉式例、六郎山朝

叱笠松夕集、阿僧年構、杖敷、家老、面々候、而狩

人数并弓鐵炮負數、狩奉行披露之亦、西向

庄屋饌雜餉鹿一賜之古例也

十一日

晨朝本源寺社檀御戸開有軍陣祈禱至晝

午讀誦、午卷陀羅尼

黄昏的始 新城弓場為式例号、三番弓、射手六人、的寸法五尺八寸

弓場前後着座二一番二人前弓高家島主一族二番二人後弓高家三番二人前家一度一人後弓不換一門他門二矢宛射三四矢
 數定六本至二度終前五人咸中則三番後弓
 不發一矢為外亦前五人外則不發矢為中是
 謂挿依惣中惣外凶也六本皆中藝繼之一
 番前弓繼之時賜太刀馬自余射手繼之時
 賜馬或外一矢無賜物有禮法故實弓場撰
 校敷為島主名代家老出座而召出射手繼
 之面々賜目錄射終直參候島主館賜盃酒

有規式半繼為吉云云

二夜三日温座祈念始的始一島僧老若會同

本源寺誦陀羅尼

島主館招三箇寺住持其外能化僧有年始

佳儀詠和歌題柳舊例也不定日

一 赤尾木三ヶ寺之事

本寺洛陽本能寺
吉祥山 本寺根州本興寺
高棟厚板葺 寺領百斛
右同 社領三十斛

釋迦堂 七間四面 文間
 善提所曳地一丈九呎八步

祖師堂 五間四面 九尺間

位牌所廿斛

右同 杜禮 桁行四間 八尺間
梁行三間

右高小椽拜殿 三間四面 七尺間

平椽拜殿 位牌所 四間方 椽普

右同 客殿 七間三尺七間 膳配所 四間三間

右同 書院 四間三尺六間 庫裏 六間方

日蓮上人曼陀羅一軸 建治三年十月御筆

島主十三代惠時寄進 天文十八年十月八日有

同御書一軸 安國論 洛陽宗真筆

當寺十一代日周寄進

寺號額 洛陽宗真筆

島主十七代忠時寄進

山號額 江府佐々木玄龍筆

島主十八代久時寄進

文明元年草創開山淨光院日良法印生國清

開基大檀島主十一代時氏法号金山院殿日翁之人也

大居士元祿二年迄三百廿一年自開山至當住日換

住持十四代

永祿六年造替願主十四代勝克息時次号

〔寄附地寺額〕
は國摩國摩子島
家御家中行事
區類雜記による

要法院日要七歳而死去為菩提再興是時移

寺地於時竟屋地至下今自永祿六年百廿七年

社領三十斛之事

十六代久時依心中所願寄進盡未來際不

可變此土地旨慶長十四年五月十一日有

文書

正月廿日島主招請富寺有古例詠歌題

寫是舊式也客寺一首宛
至相伴西々

慈遠寺祈願所 免地二文八畦廿四步 寺領八十斛 寄附地廿斛

高棟小段背

釋迦堂 五間四面 八尺間

平棟板葺

客殿 六間 六間三尺

右目

祖師堂 三間四面 右同

右同

書院 五間 六間

右目

社壇 三間二間

右同

庫裏 五間 四間三丈

右目

拜殿 三間四面

右同

明

寺號山號額 洛陽宗真筆

島主十七代忠時寄進

社壇上有丸山号春日山首律宗之時勸請

本宗良春日云云

俗云大同四年建立云云始律宗南都興福

寺末寺云。云律宗歷代十惠全惠全誓貞源

瑜公圓林

島主八代清時六男
法華皈依時住持

長享二年改宗旨号

本隆院日惠律師

明應二年十月
十五日遷化

後隱居中之村

上野極樂寺。後改本誓寺。

自大同四年至十惠遷化嘉慶元年五百八十

年自十惠至日惠改宗百二年惣六百八十年

年律宗歷代才五世疑大同年号違欽惠

至當住日演十五代年數二百二年

寄附地廿斛之事

日蓮上人曼陀羅一軸中條年本興寺日諦

上人弘治二年八月寄進當寺第一什物矣

然寬永正保年間本尊有偽筆聞寺檀不

尊信依之為極真偽正保二年曼陀羅上洛

本能寺日善本禪寺日末妙蓮寺日感各

三上人會議無疑真筆也爰島主十七代忠時

京都田中氏方有借銀七十貫自余無返濟

期故謹責之急也時曼陀羅上洛田中氏

垂之以方便柳留竟不許下島無是非直

借銀為返辨者慶安年中也其砌無襍者
借金多四方貢稅之年久故延引云十八代
久時萬治三年九月高廿斛永代寄附有文
書

正月八日島主請當寺儀式有古例詠歌題梅
豐山山中古勸請正八幡宮有流鱗馬云其社
跡余在馬場号石辨原

年號不詳享祿天文之比及欽唐船十六艘來
赤尾木沖破下發石火矢無寸止時其音如

雷聲其遠聞之者葉駿馬近見之者帶弓箭
銳兵如飛馳來既議防禦道日輪寺日源為
殿彼來朝故乘唐船僧侶二人扈從時忽出火
於木船南風急吹風下船不克拒之十六艘
一時燒亡不免二人死矣人等唱萬歲聲暫
不止云惜哉日源主從共燒死或記云日源
九月廿日遷化是日欽俗云當寺日惠四代
日尊律師籠社檀碎肝膽祈禱時春日山
二鳩飛行沖大船止橋見否哉出火云云

龍華山

大會寺

寺地始在屋久田

寺領五十斛

平棟板骨

佛祖一堂 七間八間

平棟板骨 客殿 六間方

高棟板骨

社壇 九尺四面

右周 庫裏 四間六間

平棟板骨

拜殿 二間九尺

小板骨 明

寺號額

前河為善筆

島主忠時寄進

草創年号不詳應安年中欽開基太檀明

有大禪定尼七代賴時室

始律宗三島法華級伏之時任持喜道清時

不改宗且隱居中之村河內延德二年九月

十一日遷化謚自悅坊日悅而為改宗祖師

日悅至當住日成十三代二百年

正月五日請待島主有古例詠歌題霞

本寺寺末寺

妙久寺

寺領十斛

板骨

堂客殿 四間三尺三間

右同

庫裏 四間二間

草創年號不詳為島主幡時時氏建立云云

天文十二年時竟被襲祿寢重長內城沒落

之時據當寺有和睦之儀

慈遠寺末寺
妙法寺

寺領十斛

堂容殿 三間五間三尺

庫裏 三間四間

草創年号不知開基比丘尼照圓大姉代清惠女

正月十七日忌日也

一 島主家為島津家旗下事

不詳島主七代對馬守賴時貞治五年奉島津氏久公戰死於肥後州此時代欽賴時父

時充祖父時基為京都幕下處々軍忠有

文書 貞治五年元祿三年三百七十二年

一 屋久惠良部兩島之事

應永十五年 太守元久公賜島主清時是

再領也 二百八十二年

一 硫磺竹島黑島三島之事

應永年中 太守久豐公賜清時永享年中

被召上之 太守忠國公御代島主九代時

長代

一七島之内卧蛇平二島之事

永享八年 太守用久公賜島主十代幡時

永正末年被召上之 太守忠國公御代島

主十二代忠時代

一三島種子屋又惠良部法華一宗皈依之事

文正應仁年間島主十一代時氏代

一太守忠治公加賜新地百町事

永正九年島主忠時依軍忠也

一島津家賜御諱字事

島主十二世武藏守忠時文明十七年依軍

忠 太守忠昌公始賜御字又十六代左近

大夫久時天正八年 太守義久公賜御字

介來世々賜之

一太守家與島主家縁組之事

勝久公御息女島主十三代惠時室不見系圖 男子一人

出家勝李 院日法

日新公御息女十四代時克室女子三人 一人伊集院忠 棟室一人 龍伯公室中

御姬二人一人島津相模守久仍母儀 一人家久公室中号國分御前

義久公藏中

特克息女御壻二人記石

家久公御息女十七代忠時室女子一人男子一人十八代父時是也

光久公御息女十九代義時室女子三人男子一人

一 島主官位昇進之事

十二世左兵衛尉忠時明應六年三月十六日

任武藏守

十四代左衛門尉時亮天文十年四月七日叙

從五位下任彈正忠弘治四年二月十七日轉任

左近衛將監

一 島主家支流之事

一 岩河家 有支流

信基五男六郎左衛門信家當寬右衛門十六代

一 肥後家

二代信式四男左衛門尉信清當助左衛門十七代

一 西村家

三代信真六男四郎左衛門信時當織部十三代

河東

信時二男尾張守時定當茂兵衛十三代

下村

分流多末一流有陽州國府為昵近

信時三男

出羽守時豐當紋右衛門十四代

一 美座家 有庶流

八代信時四男

對馬守時里時辰養子大和守時是

十二代忠時六男當源右衛門時益六代

國上

大和守時宣子能登守時通之

二男二即右衛門時滿流六郎

兵衛四代

此一流昵近

種子島主水時春家之事

三男駿河守時章流伊兵衛在

能登守時通之嫡女奉仕

龍伯公薦中稱一之臺賜新地

千斛伊勢長門守貞清二男

主水時盛為一之臺養子時

盛至當主水時春四代

一 種子島權允家之庶流在天口為昵近

十一代時氏二男

大和守朝時當權允時新五代

一 種子島内記家之事

出雲守時述對家嫡有逆心事被誅時有三歲男子乳母藏懷中竊出此島往國府成長而号出雲守時連嫡子

六兵衛時秀之流也内記六代

此流脈新

種子島伊兵衛時壽家之事

右六兵衛時秀妹嫁南郷久八忠吉生忠清忠吉死後太守家又郷光久公為御局賜新地三百斛依

光久公之命時壽繼祖母遺跡實忠清子也

一 中田家之事

十二代志詳立

山城守時立當庄太夫六代

一 河内家之事 有庶流

攝津守時貞當市兵衛七代

一 祢寢重長襲來千當島事 百四十七年

島主加賀守惠時代天文十二年三月廿二日軍兵三百余渡海來急攻内城時亮惠時長男時十六歲

籠城而防戰時有和睦之儀重長級郷

一 鐵炮始之事 百四十五年

天文十二年八月南蠻人鐵炮二箇持來翌年亦同國船來然有鐵匠習製道數十鐵炮製暮年流布世

一 肥後州於夫崎水俣島士戰死之事 百十年

天正八年 太守義久公御代島主文時代

一 肥前州龍造寺隆信島原御合戰之事 百七年
天正十二年島士數十人參陣戰死一人

一 筑前豐後御合戰之事 百四年

天正十四年之秋文時往往軍忠島士戰死九人

一 高麗入之事 九十七年

自文祿元年至慶長四年文時軍忠之事不可勝計

一 所替之事 九十五年

文祿四年文時移知覽慶長四年賜本島時

島津典廣以文移此島家新城忠與此島誕生

一 屋文惠良部兩島被召上事 九十二年

慶長四年當島本復之時兩島之儀一節有

御借用

御證文慶長十二年十二月癸未

當島屋代官奉覺府

公用年久矣文時死去忠時未生以前慶長

十七年夏覺府士中村與左衛門為代官屋久

下島從其直為公領云々

一 庄内弓箭之事

九十一年

自慶長四年春至同五年春十二月島士數

十人戰死

一 関ヶ原御合戰之事

九十年

慶長五年九月島士三人於伏見御館戰死

一 繆佐陣之事

右同年十二月島士二人戰死

一 琉球入之事

慶長十四年島士數十人渡海五月飯朝

一 當島御藏入高賜四千斛事

寬永十年秋也是慶長末年御分國中御

竿此時島主幼雅也家老以不勘一萬四千

斛檢地也以一萬斛為本高四千斛為御藏入

數雖訴之無許容數年貢納麿府御茶入

御禮依彼是賜之云

一 廻國上使御下島之事 五十七年

寛永十年屋久島御渡海陸西御通島間道赤

尾木御着小出對馬守殿城織部殿能瀬

小十郎殿以上三人麿府御家老川上目幡

守久國御供

一 忠時麿府居住之事

寛永十年六月依 光文公之命也

一 島主爲 太守家老職事

十六代久時慶長四年 義弘公御代

十八代久時延寶七年 光文公御代

一 島主年始 太守目見之事

古例正月十一日御太刀進上忠時麿府居

住以後四日爲式日上往首無打籠進上故改

席獨立御寒御寄合也頃年久時御家老

役依之御役目并元日御太刀進上家老

刀義時進上式日也

一 忠時奉見、將軍家事

寛永七年四月十八日

家光御江江戶櫻田

館 御成之時同廿一日

大相國秀忠御工

寛永十八年五月十二日

家光御江光久公

使之時

寛永廿年九月十日

家光御江右同断之時

一 種子島預人之事

平人并下々流罪墨之

家久公御江家光

比志島宮内少國隆 六十二年

寛永五年二月下島同年十一月御誅伐

光久公御祖母
永春公

五十六年

寛永十二年御下島慶安二載九月卒去

不春公御息女并御孫

善入攝州内室息女北村越州内室 五十一年

寛永十六年六月下島

島津大膳久憲

寛文三年三月下島同五月益苑獄舎

一 太守江島主獻上物之事

忠時以來粗考之

鐵炮百挺五々

元和年中

家久公江忠時

御茶入一号學子寛永六年

忠時

御賜指一腰

三奈

承應三年

光久公江

忠時

法華經一部一卷

二紙 寛文三年

久時

古今一部 竟好筆 同年十二月

綱久公江

文時

唐繪一軸

王昭君 湖國入

右同時

久時

屏風一雙

狩野与希筆 小原御筆

同五年三月

光久公江

文時

獅子香爐一唐

右同時

久時

御守一幅

日蓮御筆 同十二年二月

綱久公江

文時

一 久時江府參勤之事

承應元年五月至同二年六月 光久公證人

依御駕望進之

萬治三年五月同九月

使節

寛文二年七月同十一月

右同

同六年六月同九月

右同

同十二年三月至延寶元年六月

高輪詰

延寶三年四月至同四年九月

右同

同七年四月至同八年七月

芝詰

天和二年二月至同三年六月

右同

貞享三年閏三月至同四年十二月

高輪詰

元禄元年六月至同二年八月

芝詰

一 久時奉見、將軍家事

策應二年正月三日 家細御江 證人之時

萬治三年七月朔日 家細御江 使之時

寬文二年九月朔日 家細御江 右同

同六年七月廿八日 家細御江 右同

貞享四年八月七日 細吉御江 細貴公御

家督之時

一 島中十八ヶ村之事 村々記左

西面村

一 高八百三十斛 一斗七合

一 男女七百五十九人 内男女二百三十九人 給人

一 牛馬百二十二匹

妙泉寺

社檀二間拜殿二間堂五間客殿三間庫裏三間

草創年号不詳 三島法華道守師淨源院日典

正師寬正四年四月廿一日遷化矣 後為日典位

牌所 每年是日於當寺法事執行矣

滿徳寺

寺領二斛

第壹
社檀一間 上月佛祖一堂 三間客殿三間 方庫裏三間

草創年月不詳開山慈遠寺隱居負源

一塩屋 大寄 石寺

氣利之内有九山号伊勢弁礼首勸請天照
大神宮古跡山景殊勝也

國上村 赤尾木行程三里

一高二百五十一斛二斗八升一合

一男女二百七十四人 内八十六人 士給人

一牛馬五十二匹

本源寺末寺

本法寺

高林校督

社檀九尺

第壹

堂客殿

上月

庫裏

寺領二斛

草創時代不知

浦田大明神

神領二斛八斗余

八月十五日祭禮

一塩屋 淡上下 島中塩竈始二番

午日符之事

每年霜月初午日鹿符以其肉祭山神式法

古例也

潮帝之事

於御崎号貴寺 加美六月十五日老若群集奈礼爲
除潮風之災矣古例也

安納村 二里

一高八十八斛三斗三升六合

一男女百廿九人 内男女四十四人 七給人

一牛馬三十五匹

本蓮寺大會寺末寺 開基不知

茅葺
社檀一間 上月 堂客殿三間 上月 庫裏三間 三間 三足

一塩屋 澳濱田

島主十三代惠時有屋地跡

現和村 二里

一高四百五十二斛八斗三合

一男女三百九十八人 内男女百十三人 七給人

一牛馬六十六匹

大會寺末寺
隆興寺 草創時代不知 寺領二斛

茅葺
社檀二間 上月 堂客殿三間 上月 庫裏三間 三足

右同
大正寺 右同

板倉
杜檀一間 上月 堂客殿四間 方 庫裏三間 茅葺

一塩屋 浅川

六月十五日風本法受權現糸礼地人群集張行的終日事飲食云古例也

古田村 二里

一高五十五斛三斗二升二合

一男女四十三人 内十三人 給人

一馬八匹

蓮勝寺 本寺寺持 草創不知 寺領二斛

杜檀九尺 六八寸 拜殿二間 三二尺 堂客殿六間 六間 庫裏三間 三間

神領之事 十七斛四斗一升五合

島主十六代久時崇敬為心中所願高十斛處寄附之盡未來際此土地有不可替之文書依之新竿增七斛四斗餘

此地時氏自十二歲至十六歲居住亦久時假家此處今在礎石

住吉村 二里

一高百七十四斛八斗八升七合

一男女二百五十六人 內百二十八人 工給人

一牛馬三十六匹

一益屋 能野上下

平源寺 本成寺 開基不詳 寺領二軒

極音 社檀一間佛祖一堂客殿四間庫裏三間

島主十四代時克有屋地跡

片山八幡宮社跡及上有東山中野古大社諸

人尊崇云云

與次瀨之事

俗云不知何代有此浦澳人與次者或時海底

頂一鐘浮波上人怪見之處置鐘於瀨上與

次云今有一鐘得之不難少時可待入海

再不見拳也云到龍宮矣此鐘寄進片山

八幡宮其後改宗之時奉納龍華山一島

珍寶也奇哉是鐘無時虫食漸聲止虫徒

嘆之雖禱佛神無益癡失矣其瀨名與次瀨

安城村 三里

一高二百七軒八斗五合

一男女百八十七人 内百六人 給人
一牛馬三十五匹

一塩屋 川殿

妙泰寺 草創不詳 寺領二斛

本源寺末寺 板青 社檀一間 弟草 堂客殿 四間 上月 庫裏 三間 二間

增田村 六里

一高四百七十一斛二斗

一男女四百三十三人 内百十人 給人

一牛馬八十七匹

一塩屋 号小塩屋

本源寺末寺 清淨寺 草創不知 寺領二斛

板青 社檀一間 上月 佛祖一堂 三間 弟草 客殿 四間 上月 庫裏 三間

東有石爲 号應多手 島主十代幡時修天大法

日來到爲執行此法矣五十八歳 彰死於窟中

云云八月十七日忌日也是日土民畏靈風不出

山野海邊云云

納官村 五里半

一高二百十二斛七斗二升

一 男女三百一人 内百三十三人 給人

一 牛馬五十匹

一 塩屋 竹川

慈康寺 妙昌寺 開基不知 寺領二軒

板青 社檀 一間 堂客殿 四間 庫裏 三間

野間村 七里

一 高七百二軒二斗五升五合

一 男女四百四人 内二百四十六人 給人

一 牛馬百十八匹

一 塩屋 下田

本澤寺 日輪寺 山号林高山 寺領十軒

社檀 四間 堂客殿 六間 庫裏 五間

貞和二年草創島主六代時充有教誅所殿

依其靈崇祝日輪宮其後法華改宗之時為

寺號安置日輪大居士位牌忌日三月十八

日也三百四十四年

一 牛牧 号本増 貞享四年改 馱數二百四十七匹

油久村 七里半

一高三百七十八斛九斗六升一合

一男女二百七十三人 内百十九人 給人

一牛馬六十八匹

一塩屋 阿高儀

一牛牧 号大所 馱數百五十九匹

本隆寺 慈遠寺市寺 開基草創不知 寺領二斛

茅葺 社檀 一間 板葺 堂客殿 三間 茅葺 庫裏 三間

坂井村

一高六百四十七斛四斗四升九合

一男女三百七十七人 内六十九人 給人

一牛馬百二十二匹

一塩屋 阿嶽 屋久津 梶廻 上下

淨光寺 本隆寺市寺 寺領二斛

板葺 社檀 一間 上拜殿 三間 佛祖一堂 三間 客殿 四間

茅葺 庫裏 三間

文明年中建立三島開山日良法印隱居所也遷化於當寺有石塔

正法寺 律宗之時寺云

正月三月初狩雖古例近年實成院殿妙種
日清大姊依忌日以四日為式日云云

東海邊有高山

号御嶽山松林
南北三百間計

其頂上往昔勸請熊

野權現云云

社檀地形今存在矣神石躰大小其

下号

熊野浦

漢中多露
一鳥名物

絶頂臨四方東溪之蒼海

無涯西廣之入江

江松南阿嶽塩屋汚濱松山

羨景也直下深淵号唐船洲往年唐船繫

纜竟沉是洲因名之北漁村家々連今熊野

油及
村故地景尤無類也

島間村 八里

一高四百廿八斛八斗四升八合

一男女四百十一人 内五十五人 給人

一牛馬百二十一匹

一塩屋 牛野

牛牧 号清原 馱數百五十五匹

本清寺本寺
本妙寺

寺領十斛

杜檀 一間 上方
拜殿 二間 上方
佛壇 一室 上方
客殿 四間 上方
三間 上方

第壹
庫裏 三間
二間 上方

草創時代不詳律宗之時号大光寺改宗住持隆錯寺号改本妙寺

每年十月地人鹿狩射的有古例号大藏の朝如則有凶事云傳云大藏臨終焉期遺言吊我死後必鹿狩以其肉祭可張行的依之執行云云

平山村

一高七百九十九斛八斗六升五合
一男女四百三十人内九十二人

給人

一牛馬九十四匹

一塩屋 假宿 是近平移亦崎建新寗

善福寺 本原寺寺子

社檀 一間 上月 經殿 三間 上月 佛祖一堂 三間 上月 客殿 三間 上月

庫裏 三間 上月

草創時代不詳初有寺地廣田

海邊有大窟天井左右石壁平直而不及二
匠半天工也窟中南北十四間東西十九間其
中間大柱局々廊下潮汐出入口二北向一口

上下左右五間許一口二間許，奧雖白晝如
闇，夜遊窟中于潮間也。人拳愛于潮，憎滿
汐。是深遊與也。前面小島二，号濱島弁島，
因地景每上也重陽之佳節，老若留素群
集，忘歸路云。

莖永村 十里

一高千百十二軒七斗三并五合
一男女五百八十七人內百三十五人 給人
一牛馬百三十六匹

一塩屋 竹崎

卷遠寺抄
遠妙寺

草創時代不知 寺領三軒

板屋

社檀二間拜殿三間佛壇一室二間

茅葺

客殿二間庫裏三間

此地峯高數十丈如五屏風，人家有其下。天和
辛酉自四月初至五月末霖雨，前代未聞也。
是時峯号雪八十間許崩落，男女四人斃死，
後者為識之。

山中有大池号法南池，廻中可余初冬至，竹香米鳥多群，地人
待開夜立池邊，峯以竿網捕池邊往來鳥名曰越

神靈号、法滿大明神、每歲九月中九為式日、
於池邊有參禮老岩群集古例也

竹崎浦五町許、沖有小島、廻許是景地也、又
東西有通窟、其間四十間許、橫一間半二三
間、棹扁舟通窟中、左右勝景無可比矣

上里村

御前帳に並永村

一 高百六十三斛 四斗三升九合

右同 一 男女八十九人 内三十三人 給人

一 牛馬三十匹

慈遠寺志書

善林寺

開基不知

寺領二斛

板寄

社壇

一間上右

拜殿

二間上右

佛祖

一堂

二間上右

茅葺

客殿

三間上右

庫裏

三間上右

有齋軒、名木

木下

不知歷幾年、古木也

中之村

土里

一 高千二百八十九斛 三斗三升五合

一 男女五百二十二人 内百六十八人 給人

一 牛馬百十七匹

一 塩屋 中、塩屋

一牛牧 号前田本 馱數九十三匹

本善寺

本善寺

寺領三斛

板倉

社壇二間

上町

拜殿二間

上町

佛祖一堂四間

五前

上町

客殿四間

茅葺

庫裏三間

上町

上町

草創時代不詳初号極樂寺寺地法華改宗改

本善寺寺地

大會寺喜道遷化于河内其寺跡号信光院
寺地殊勝也其傍昔有温泉跡湯涌出處
今至極寒士民俗之忘寒苦然者修補之又

舌諸人除病苦一島寶也

真所西有松山昔勸講八幡宮其社跡今在
山景異他每年五月九月各禮射寺地

西之村 十三里

一高四百四十斛七斗七升四合

一男女二百五十五人 内百廿五人 給人

一牛馬百三十九匹

一塩屋 砂坂立石 島中益竈初三百年奉

本善寺

本目寺

開基不詳

寺領三斛

樓子島民俗 14号
では
客殿 三間
二間三尺
とある。

板青
社檀一阿拜殿前古佛相一堂客殿前古庫裏三間

金剛寺

開基不知

寺領一斛

龍泉寺

右同

寺領一斛

潮奈之事

於御崎号加登久良每年老若群集有奈礼是

為降潮風災古例也近年号島尾大明神勸

請一石以九月中九為式日

天文十二年八月南蠻船來此浦鐵炮相傳

百四十五年

俗云不知何代往昔異國船達遂風破損千

西之村東海人不免死其屍埋處高濱中

是其證云其枯骨至今間々有見沙中者

骨太長十倍常人矣俗是謂鬼界寄不審

予按弘安年中蒙古國船數千艘來于日

本處々漂着云此時代欽

負亭三年改
一御用木之事

島中

負亭四年改
九百四十八本 松 五葉樹

一船數之事

島中

八十艘

八端帆下二枚帆

元禄元年改
鐵炮數之事

百九十一挺

六冬下

島中
諸士持筒

一大風大潮之事

元禄元年八月十八日自午刻至亥刻海邊
人家盡為大潮流失七八十年以來未曾有
也島中頽倒家八百四十九軒死牛馬百十
七匹船數二十二艘田畠破損不可勝計

這冊編集者

島主御家奉仕之士粗

不可不知之若輩面々

泥他問為當惑者為之

其大概也雖然無他問

而多ク無益事而已可謂
戲書矣元祿二臘月上
澣終筆

藏書

美彦六右衛門

時成

增村 宏

「懷中島記」は、種子島ボケット便覧にも称すべき漢文体の書物である。撰者の赤七兵衛隆直は延宝七年（一七〇九）から種子島家の家老であったが、それ以前に物奉行の時に、種子島家十八代の久時寛永十六年（一六三九）享保七年（一七二二）の命によって、「種子島通」を初めて編集し、それは延宝五年に成った。この種子島家の第一次の編輯編集妻及びそれに続く第二次、第三次の編集妻業については既に私に發表したものであるので（拙稿「種子島家諸書について」文理学部紀要「文科報告」第三号、昭和二十九年春号）、重ねて詳細に述べた必要はないが、後文において「豊山文庫本」の説明に関連して上掲隆直の編集妻業のことに少しく触れる。

懷中島記の著作の目的、その著作年代については、その跋文に（豊字部本による、松平本は年代がなく、文盲も多少違ふ）

遠隔國東者、島主御家奉仕之士、粗不可不知也、若輩面而罷問、爲當惑者之、其之難也、雖然無他問、而多無益事而已、可謂盡矣、元禄二年臘月上帝修筆

（上の跋文、この書物を編集するのは、島主の御家に奉仕する者の、ほぼ知らなければならぬ事柄で、若輩の者た他人に聞かされて答へられず、当惑するであらう者のためにしたというが、その大體の理由である。しかし編輯者に當って広くその人たすねたわけではなく、しかも多くは無益のことにすぎない。これは戲言と

隆直の書翰が幾通もあり、上掲跋直に関する資料としても注意すべきものである。昭和三十七年九月末附記。

鹿兒島大学附屬図書館漢字部副司取職の懷中島記（豊字部本と略稱する）の奥書に

種子島豊山文庫蔵本を借りて謄写す

大正六年十一月 小出教

とあり、これは豊字部の前身、鹿兒島高等農林学校教授小出潤二氏によつて謄写されたものである。小出氏（明治十三年、一八七〇—昭和三十年、一九五五）は大正三年一月から、同十一年十一月に文部省実業学校局長に転出するまで農政の講座を担当し、次に昭和十三年四月から十三年四月まで、同校長兼九州大学教授として在職した人である。同氏の専門科目のこや学校経営のことについては、それを伝えるに適當な者があろうが同氏に特筆すべきはその蒐集にも趣味をもつた人であると聞か外に、同氏に特筆すべきはその蒐集の事である。

豊字部分館所蔵の「小北文庫」洋書七百二十余冊は、同氏が教授時代にオーストラリア出張のとき、同地に滞在した実業家木村直之助氏の援助によつて集めたオーストラリア、南方地域関係の英文書籍であり、同氏の姓を一字づつとて文庫に名づけられたのであるという。なお本誌第四号（昭和三十一年）に掲載の佐原弘明氏の鹿兒島大学附屬図書館漢字部分館所蔵東南アジア関係英文書目録、及びその附記参照、小出氏が謄写蒐集した貴重な古文庫には、「御家記」（宣統十一年、一七二二）の跋文のある種子島を中心とした史書「寛永美談」・「徳之島事情」・志布志田記などをあつて、豊字部分館に収蔵されており、懷中島記もその一つである。懷中島記豊字部本は

いふべきである。元禄二年十二月上旬、筆を終る」とあることによつて知られ、また記述のうちに、例えは西之村の項

天文十二年八月、南基船來着此浦、鉄炮相伝、百四十五年（松平本、百四十四年）とある百四十五年の数字は（年数の誤記のこととは別として）、天文十二年（一五五三）から元禄二年（一六八八）までの年数を算むす用意をしているのであり、また赤尾木の本館寺についても

文明元年創一、元禄二年迄二百廿二とあり、懷中島記の編述の年代は明証になる。種子島家の歴史の編述に従つた上掲隆直に、御家に奉仕する者のための「種子島ボケット便覧」の撰者のあることは首肯すべきである。上巻隆直は「種子島通」によつて元禄十五年（一七〇〇）にはなお家老であったことがわかるが、その生年不明からする資料を私はもたない。あるいはその子孫の家系の因になつて明らかになるものかも知れない。

（附記）今年三月の種子島行きの後で、原口鹿蔵氏から豊山文庫に「種子島通」といふ書があることを指示され、同氏が昨年筆写されたのを借覽することができ、また先日西之村市立図書館で貸出した先から返却してきた「種子島通」を見ることのできた。縦二十六、横二十、紙數六十枚に及ぶ。その書名は版紙の裏面、書影の裏面に記されているが、元の書名は不明である。十七代忠時、左近大夫、歳長十七年、一六二二（承応三年、一六四四）、十八代久時、歳人、生年本文、その他の書翰、記録類の集録であるが、久時から上掲跋直にあつて書翰、及び上巻

美濃版三十七枚、一行二十字、均、漢字に返り点送り仮名・文字の間に二三符号印など一行一行に訓入假名がつけられている。豊字部本の外に、懷中島記には鹿兒島出下荒田町の正建寺の松下日蓮氏所蔵の写本（松平本と略稱する）がある。松平本は松平家の父君（種子島吉之丞の孫林神社初代の神官、松平九郎正徳）の時から伝えられたものであるという。縦十九、横十一、紙數三十六枚、九行づめの写本である。もつと、その書文から後の七枚半には、伊能忠敬の測量関係のこと、及び種子島家歴代について、その法号・卒年を記し、続いて心術・衣冠・言語・その他事項を別けて、人の心得べき訓戒が載せられている。その後には

右内赤尾鹿蔵氏之御方御用いたし、享祿ももの也
という奥書がある。伊能忠敬関係の記事には

一 種子島岡村アゲシヨリ三町五十五マデ
一 西之表浦出浦ヨリ東和村田ノ脇活マデ三里十五町十一間
右周廻横間、天文者引開、并此方シラベト引合ニテ新メスルとあり（これらに里數については種子島通の数字、大日本船東測繪、別名典義測量録の数字、後述の一方角亂巻の数字を挙げて説明する必要があるがそれを省略し、今は松平本の数字のみを載せ、次に天文者の姓名、人数を簡易に東西両方に分けて列記し、

續いて

合十八人江ヨリ御下園、御宿懸通寺客船マデ、鹿兒島ヨリ御家々八町ヨリ、御下園御宿懸奉行御脚人、書役四人、絵師二人、棟梁大工二人、作書方大工、御兵具足長七人、西方方肝煎人并諸負町人、其外船頭、水主多人、文化九年甲辰四月廿七日

(廿六日)が正しい、増村氏) 延久船ヨリ伊弉諾島開村御書船、夫ヨリ西段二手ニテ増引彌ニテ、西ノ手田上村期、現和村ノ内田ノ跡ニ御書合、鯨ノ御出也、種子島開國ノ御開、御三記ニテナリ、天文測定方ト云

とあり、この外にも伊能関係のことが、種子島十八ヶ村の項の西面村の条の記事の行間に飛びとびに
西町札ノ辻ヨリ、カリヤダ、里敷朱書ノ通り也、余是ナラテ、十八ヶ村里敷ハ文化九年壬申天文者測量方トテ、江戸ヨリ御下附ニテ、種子島船夜、内シラヘ有之、西町札ノ辻ヨリ引彌ニテ村カリヤダ里敷、朱書ノ通りナリ、一間ハ六尺三寸ニテ可致命アリ、里ハ三十六丁

と記入してあり、また各村にも原本に記入してあった里数と考えられるもの(例えば現和村について言えば、赤堀本二里半という里数、岡も赤尾木から現和村までの里数)とは別の東西・南北・距離の距離を何里何町何間と、これまた行間に書き入れている。例えば、現和村では、二里二十町間、東西州一丁十五間、南北一里十六丁、廻四里五十三間三町とあることである。これらの里数は、種子島の伊能測量関係の資料である「方角見録」の現和村の項の

- 一 西町札之辻ヨリ辰巳方式里二飯屋元有之
- 一 東西三十町拾五間
- 一 南北七里拾五町

及び朱書の「惣題西里拾五町三拾間とある数字に近似し(誤写もあるろ)、松下本に記入してある里数は、伊能測量のときに種子島側で用意した資料の数字であることを知らしめる。そしてその記入が「羽生本」では朱でなされていたことは、前掲の文章でも明らかで

著云々、此時代順とあるが、この文章のまによつては、手按以下を直ちに後人の附記と本文に記入したものとすることはできず、手按以下の二十七字が松下本にはないという事実、また松下本によつて、後人の附記が標記中標記にあるという明らかなる事実を知つて、改めて右に掲載した文章を見ると、その按語は撰者上巻註直のものではなく、後人の附記の類入と考えられないことはない。私はその考えに傾いて、その可能性を人に語つたことがある。また農学部本の目次の前にある日本書紀の天文紀、白鳳六・八・十・十一、十二年の種子島開國の記事や、本期文神の御書香の天長元年九月の降多勢降諸大開國の條も、松下本にはなく、標記中の体裁からすれば、それらは附録的なものである。上巻後記の原本のものであるかどうか、疑う余地がある私は考えていた。

この西之村の項の記事について、彼の他のことにつつき農学部本の原本である「豊山文庫本」について、標記中、標記中島記に関する知見を羅列したいと企圖しつつ、豊山文庫本の所在について知るところがなかったが、今年一月に種子島実業高校の船島宗実氏から、西之表市部の格城小校所蔵の「豊山文庫」に標記中島記現存することを教示され、三月、九月の二度にわたつて、豊山文庫本について調査した。

豊山文庫は前田謙蔵藏成、号は豊山(天保二年・一八三二——大正二年・一九一三)の私書である。同氏は若くして親朱学を修め、幕末から明治前期にかけて、多年にわたつて種子島の子弟の教育に尽くし、また旧種子島家のために因つて終始変らず、種子島の船長と仰がれたのである。病後ためにその蔵書はゆかりの地の格城小學校に寄

あり、また松下本のこれらの記入の據に朱、朱と書き示してあることによつても知られる。伊能忠敬の種子島測量は文化九年(八二二)のことであるが、それが元禄二年(一六八七)の編集の書物に載せられているのは、この種類の書物の常として、心覚えの記事が後人によつて附加記入されていくからである。現に松下氏も新しく紙をつけておられたが、また旧冊の欄外にも、いろいろと心覚えを書きつけておられた。松下本にある伊能測量関係の記事は、考証をまつてもなく、後人の附記であるが、また次も明らかに後人の増補である。抜字付の項に附記現況のことが記され、そこに(農学部本による)

絶頂臨四方、東邊々著無姓、西広々入江汀松、南阿嶺崖邊御松山(松下本、案原) 夷島也、真下深淵、北島船舫、往年軍船禦油(松下本、案原) 夷島也、夷島名、因名之、今御野村内地敷尤無類也

の文章があり、疑って松下本には、
故御書此項上六七言高、長時讀、無不忘意、西村時形増補之
夫共見海島既日、
皇久遠御方頼辰云七言高、長時讀、無不忘意、西村時形増補之
とある(文章に印字の誤りがある)。西村時形の増補は、故原三以下と考え、これは明らかに後人による記事の附加である。俗言、不知何代、往昔異國船造逆風、破損于西村東海、一人不免死、其屍埋高浜中、是其証云々、其枯骨至今聞々有見中乳骨大長、十指骨人矣、俗言謂鬼界、不審(松下本、俗言見謂鬼界、阿蘭陀、子夜、弘安年間中葉古船數十艘来于日本、尤々遺

關された「豊山文庫」と名づけられ、今年七月に西之表市図書館に移管された。豊山文庫本標記は第二十四回、續十七回、表紙ともて紙数四十三枚、一頁九行づつ、それに保存のために厚紙の仮表紙がつけられていた。前に説明した農学部本の体裁とはほぼ豊山文庫本のそれと違つたものであるが、校合して見ると農学部本には文字、送り点、送り仮名などの脱誤がいくつつか教えられる。豊山文庫本には、
藏書 美保 六右衛門時政
といふ本文の裏紙とは異なる十字の奥書があるが、農学部本ではこれを脱録していない。この奥書によつて豊山文庫本にも美保氏の蔵書であったことを知る。

大正六年に小宮氏が贈写したとき、豊山文庫本には既に相当の虫入りが見られたものと思われるが、豊山文庫本には虫のつけられたい所が間々見えるが、送り仮名、送り点が当り合っているだけで、虫喰いは(その誤字は別として)、豊山文庫本の調査によつて、虫喰いによる欠除であることを私は知つた。豊山文庫本の存在が明らかになれば、それだけ農学部本の価値が減るわけであるが、しかし豊山文庫本の現存は、大正三年の贈写の時よりさらに虫入りが多いが、だしく、現在では農学部本よりさらに欠字の多い贈写本しかおそれなくていいであろうことを思えば、小宮氏によつて甲斐に贈写本を作家記が見当たらないことを思えば、小宮氏によつて甲斐に贈写本を作家記を見た文庫本の現状は右のとくであるが、その調査によつて私がえた知見のうち、重要なものは次の二つの事実である。第一、全巻同

じ筆跡であること、第二、その筆跡、特に體數莊重な跋文のそれは、「種子島譜」二冊の序文の筆跡と同じと見られること、である。

西之表市の種子島家に現存する「種子島譜」二冊、及びそれらと同じ筆跡の「種子島家の系図」(十八代久時以前の部分、久時以後は別の筆にて記入)は十八代久時の命によって、延宝元年(一六七三)から同五年にわたって上原隆直が執筆した種子島家の第一次家譜編集事業の所産であるが、第二の事実によって、それらの筆跡と豊山文庫本の筆跡が同じであるということは、豊山文庫本は上原隆直の原本であることを推定せしめるのである。そして第一の事実によつて、全巻の記事すべてが原本のものである。前述の西之村の項の按語も上原隆直のものであり、羽生本・松下本では日本書紀や本朝文粹の文章を削除しました西村時影の文章を増補し、さらには伊能忠敬の種子島測量関係の記事、その他諸種の記事を附加したものである、との結論を得るに至った。

なお種子島時彦氏から、粗末なペン書きの懐中島記の写本のあることを指示された。それには種子島家歴代の法号、卒年が松下本と同じ体數で記載されており、松下本の外に、種子島に松下本(羽生本)と同じ系統の懐中島記が存在していたことを恐わしめる。また今年三月に私が農学部本を持って種子島に渡ったとき、中種子高校の下野健児氏がそれを筆写され、後でそれを印刷に附する計画があることを通知された。これで種子島に農学部本の系統の懐中島記が流布することになる。私も暇をえて懐中島記の校訂本を作つておきたいと思つている。

